データ・サンプルの取扱いに関する誓約書

海洋研究開発機構　御中

私は課題代表研究者として、私の研究課題で得られたデータ・サンプルの取扱いは、海洋研究開発機構（以下、「機構」という。）が定めた「研究成果物等取扱規程類」及び以下の項目に従うことを誓約するとともに、課題採択研究者（課題代表研究者を含む。以下同じ）に対してもこれらを周知、遵守させることを誓約致します。

また、当該データ・サンプルの取扱いについて、私又は私の所属機関と他機関との間に優先すべき個別の契約が存在する場合には、機構にその内容を通知し、その内容に従うことを誓約致します。

1. デ－タ・サンプルの取得時にその所有権が一旦課題採択研究者に帰属したと認められるような場合には、その所有権を機構に帰属させるため、機構に譲渡する。
2. データ・サンプルに関する画像（動画・静止画・写真等）デ－タや音声（音響等）データの著作権（著作隣接権を含む）について、一旦課題採択研究者に帰属したと認められるような場合には、１と同様に、それらの権利を機構に譲渡する。また、それらに関して課題採択研究者が保有する著作人格権を機構又は機構が使用を承諾した第三者に対し、行使しない。
3. データ・サンプルを、機構の許可なく研究課題の目的以外に使用せず、また、第三者へ移転しない。
4. デ－タ・サンプルの使用・研究等により得られた知的財産（発明・考案・意匠・ノウハウ等）について知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権等）を取得するために登録出願し、あるいは営業秘密として保有しようとする際には、事前に機構と協議する。
5. デ－タ・サンプルを産業利用する際には機構と事前に協議する。
6. データ・サンプルの取扱いについて疑義が生じた場合には、機構と協議する。
7. データ・サンプルを使用して成果を公表する場合には、機構船舶の航海で得られたことを記載するとともに、使用する用語については日本の公的機関で用いられるものに従う。
8. 生物サンプルについては、その取得後に、分離・抽出・増殖等行った場合にも、その所有権を機構に帰属させる。
9. サンプルを国外に持ち出す場合又は国外に送付する場合、もしくは所属機関が変更し新しい所属機関にサンプルを持ち出す場合は、事前に機構と協議し、必要な手続きをとらなければならない。
10. サンプルを改ざん（病原性、放射性等の危険性が高まる状態、利用目的とは異なる状態への無断での改変等）、販売してはならない。
11. 機構は、サンプルの使用の結果生じる事象について一切の責任を負わない。
12. 機構は、課題採択研究者が適切な取扱いを行っていた場合には、サンプルを変質させ、分解させ、紛失した場合、盗難にあった場合等の責任を追及しない。 ただし、加熱、消磁、放射線照射、増殖、薬品処理等によってサンプルの状態が変化した場合、課題採択研究者はその旨を機構へ申し出なければならない。 なお、課題採択研究者が故意又は重過失によりサンプルを変質、分解又は紛失した場合は、機構は、相当の弁済を要求し、又は以降の利用を制限する場合がある。
13. 課題採択研究者は、採取したサンプルの使用においては関係法令、規則、ガイドラインを遵守しなければならない。
14. 課題採択研究者による利用が採択課題の内容に基づいて適切でないと機構が判断した場合、機構は利用者による利用を停止することができる。

| 課題番号： |
| --- |
| 研究課題名： |
| 所属機関・部署： |
| 所属先住所： |
| 所属先電話：　　　　　　　　　　　E-mail： |

**課題代表研究者：Representative Researcher**

| 署名（自著）: Signature | 日付: Date（yyyy/mm/dd） 　 / / |
| --- | --- |

記載されました個人情報は、国立研究開発法人海洋研究開発機構個人情報保護管理規程に基づき、安全かつ適正に取り扱います。

また、ご提出頂きました個人情報は以下のために利用します。

（１）デ－タ・サンプルの管理のため（２）デ－タ・サンプルを用いた成果の管理・公表のため（３）問い合わせ、回答・返信等のため

**※　本誓約書にご署名（自署）の上、それをスキャンした電子ファイルをご本人からの電子メールでご提出ください。これを原本と同等のものとみなします。**

**※　ご提出先：海洋研究開発機構　研究プラットフォーム運用部門　運用部　研究航海マネジメントグループ**

**〒237-0061　横須賀市夏島町2-15　　電子メール：**[**submit-rv-cruise@jamstec.go.jp**](mailto:submit-rv-cruise@jamstec.go.jp)

※研究成果物等取扱規程類とは、以下の規程類をいう。

研究成果物等取扱規程、データ取扱規則、サンプル取扱規則、航海により得られた調査観測データ・サンプル運用細則